

平成 18 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 山 下 医 科 器 械 株 式 会 社
代 表 者 氏 名 代 表 取 締 役 社 長 山 下 耕 一
(コード番号：3022 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 合 企 画 部 長 吉 本 晋 治
福 岡 市 中 央 区 天 神 1 丁 目 4 番 2 号
T E L 0 9 2 (7 2 6) 8 2 0 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 7 月 28 日開催の取締役会において、平成 18 年 8 月 29 日開催予定の第 58 回定時株主総会に、定款の一部変更について、以下のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 動物用医療機器の販売を当社の事業として明確にするため、現行定款第 2 条（事業の目的）を一部変更するものであります。
- (2) 取締役の監督機能の強化および会計の透明性の向上を目的として、監査役会および会計監査人を設置するため、関係する条文を新設するものであります。
- (3) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり定款の一部を変更するものであります。
 - ① 株主の皆様の利便性向上を目的として、株主総会参考書類等のインターネット開示およびみなし提供を可能とするため、変更定款案第 15 条を新設いたします。
 - ② 株主総会の効率的な運営を目的として、株主総会における代理人の人数を 1 名へ限定するため、変更定款案第 17 条を新設いたします。
 - ③ 取締役会の機動的な運営を目的として、取締役会の書面決議を可能とするため、変更定款案第 24 条第 2 項を新設いたします。
 - ④ 優秀な社外役員の確保と当該役員が期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、変更定款案第 27 条および第 36 条を新設いたします。なお、第 27 条の規定については、監査役全員による同意を得ております。
 - ⑤ その他、「会社法」が施行されたことに伴う規定の整備、条文の加除、字句および表現の修正等を行います。
- (4) 上記のほか、全般にわたって字句および表現の修正、条数の変更等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 18 年 8 月 29 日（火曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 8 月 29 日（火曜日）

以上

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 当社は、山下医科器械株式会社と称し、英文では、YAMASHITA MEDICAL INSTRUMENTS CO.,LTD.と表示する。	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 医療、保健、衛生用機器 <u>及び</u> 付属品の販売 <u>並びに</u> リース、レンタル	1. 医療、保健、衛生用機器 <u>および</u> 付属品の販売 <u>ならびに</u> リース、レンタル
2. 医薬品、医薬部外品、衛生用品、医療用消耗品の販売	2. 医薬品、医薬部外品、衛生用品、医療用消耗品の販売
3. 光学機器、画像処理機器の販売 <u>並びに</u> リース、レンタル	3. 光学機器、画像処理機器の販売 <u>ならびに</u> リース、レンタル
4. 理化学機器、計量器、測定器、試験器、その他の販売 <u>並びに</u> リース、レンタル (新設)	4. 理化学機器、計量器、測定器、試験器、その他の販売 <u>ならびに</u> リース、レンタル
5. 毒物、劇物、検査用試薬の販売	5. <u>動物用医療機器の</u> 販売 <u>ならびに</u> リース、レンタル
6. <u>医療用具並びに関連する機器の</u> 修理・メンテナンス業	6. 毒物、劇物、検査用試薬の販売
7. 健康器具、運動器具、介護用品、介護機器の販売 <u>並びに</u> リース、レンタル	7. <u>医療機器ならびに関連する機器の</u> 修理・メンテナンス業
8. 医療機関の経営コンサルティング	8. 健康器具、運動器具、介護用品、介護機器の販売 <u>ならびに</u> リース、レンタル
9. コンピュータ <u>及び</u> その周辺機器 <u>並びに</u> 通信機器のハードウェア・ソフトウェアの企画、開発、販売 <u>及び</u> その運用指導、保守 <u>並びに</u> その仲介業務	9. 医療機関の経営コンサルティング
10. インターネット等のネットワークを利用した各種情報提供サービス <u>及び</u> 商品の売買システムの企画、開発、運用指導、保守 <u>並びに</u> その仲介業務	10. <u>コンピュータおよびその周辺機器ならびに</u> 通信機器のハードウェア・ソフトウェアの企画、開発、販売 <u>および</u> その運用指導、保守 <u>ならびに</u> その仲介業務
11. 物流システムの開発 <u>及び</u> 販売 <u>並びに</u> 物品管理の運用	11. インターネット等のネットワークを利用した各種情報提供サービス <u>および</u> 商品の売買システムの企画、開発、運用指導、保守 <u>ならびに</u> その仲介業務
12. 給食関連システムの販売、運用指導、保守 <u>並びに</u> その仲介業務	12. 物流システムの開発 <u>および</u> 販売 <u>ならびに</u> 物品管理の運用
13. 家庭用電気製品、事務用機器の販売 <u>及び</u> リース、レンタル	13. 給食関連システムの販売、運用指導、保守 <u>ならびに</u> その仲介業務
14. 古物の販売	14. 家庭用電気製品、事務用機器の販売 <u>および</u> リース、レンタル
	15. 古物の販売

現行定款	変更案
<p><u>15.</u> 管工事並びに医療ガス配管工事、特殊ガス工事、機械器具設置工事、内装仕上工事</p> <p><u>16.</u> 医療廃棄物処理業</p> <p><u>17.</u> 損害保険代理業</p> <p><u>18.</u> 生命保険の募集に関する業務</p> <p><u>19.</u> 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を佐世保市に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告の方法</u>により行う。ただし、<u>電子公告の方法</u>によることのできない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、<u>日本経済新聞に掲載して</u>行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、800万株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>(以下「<u>単元未満株式</u>」という)に係る株券を発行しない。但し、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p><u>16.</u> 管工事ならびに医療ガス配管工事、特殊ガス工事、機械器具設置工事、内装仕上工事</p> <p><u>17.</u> 医療廃棄物処理業</p> <p><u>18.</u> 損害保険代理業</p> <p><u>19.</u> 生命保険の募集に関する業務</p> <p><u>20.</u> 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>長崎県佐世保市</u>に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u>ただし、<u>電子公告によることのできない事故</u>その他のやむを得ない事由が生じたときは、<u>日本経済新聞に掲載する方法により</u>行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、800万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>単元株式数に満たない株式</u>(以下「<u>単元未満株式</u>」という)に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期及び議決権)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第343条の定めによる特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役数は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 19 条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>選任</u>する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。<u>但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の<u>手続き</u>を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第 20 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>選定</u>する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。<u>ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の<u>手続き</u>を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第 24 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 24 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(員数)</p> <p>第 26 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 28 条 当会社の監査役は、<u>4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 29 条 監査役は、株主総会<u>の決議によって</u>選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査役会の招集通知)</u> 第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
(新設)	<u>(監査役会の決議方法)</u> 第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(新設)	<u>(監査役会規程)</u> 第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
(報酬) 第 29 条	<u>(報酬等)</u> 第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(新設)	<u>(監査役の責任免除)</u> 第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
(新設)	第 6 章 会計監査人 <u>(選任方法)</u>
(新設)	第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(新設)	<u>(任期)</u> 第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(新設)	<u>(報酬等)</u> 第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第30条 当社の<u>営業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とし、毎年5月31日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第31条 <u>利益配当金は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議により、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第33条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の未払い配当金には、利息をつけない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の<u>事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第41条 <u>剰余金の配当は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第43条 <u>剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>